

安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換の実施

令和5年12月13日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換を実施すること及びその方法について了承を諮るものである。

2. 経緯

継続的な安全性向上をより適切に推進していくためには、原子力規制委員会・原子力規制庁と原子力事業者等が、広範かつ長期的な技術的課題に対する安全研究及び研究開発の動向や取組状況について情報共有した上で、意見交換をしていくことが有効である。

原子力事業者等とこのような機会を設けるべく、10月17日に開催された第17回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会において、そのような情報共有や意見交換（以下「意見交換」という。）の実施について提案を行った。これに対し、出席した被規制者の原子力部門の責任者からも、意見交換を実施することは双方にとって有益であるとの共通認識が得られた（参考1及び2参照）。

3. 原子力事業者との技術的な意見交換の実施（委員会了承事項）

安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換を以下のとおり実施することについて了承いただきたい。

（1）開催の方法等

○会合の開催方法は、全体的な取りまとめを行う会合（以下「全体会合」という。）及び個別のテーマごとに専門技術的な意見交換を行う会合（以下「個別テーマ会合」という。）の2段階に分けて実施する。

○全体会合は、以下について情報共有及び議論する場として、公開により適宜（半年に一回程度）開催する。また、資料及び議事録は公開とする。

- ・安全研究及び研究開発に係る現在の取組状況の共有
- ・双方の取組状況や関心を踏まえた、技術的な観点でより深い議論を要する個別テーマの抽出
- ・下記個別テーマ会合の進捗状況の確認及び必要に応じ共同研究の提言等

○個別テーマ会合は、全体会合で抽出された個別テーマごとに、双方の研究担当者が参加して、技術的な課題、研究や開発の進捗状況・成果等について共有し、議論を行う。
なお、個別テーマ会合は、未公表又は非公表の研究データ等を含め、原子力事業者等

の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を用いた技術的な内容を取り扱うことが想定されるため、議事要旨を公開する形での会合として実施する。

(2) 全体会合出席予定者

規制側：原子力規制委員会委員~~（必要に応じ）~~、技術基盤グループ長、技術基盤課規制基盤技術総括官、安全技術管理官、日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門職員等

事業者側：原子力エネルギー協議会、原子力事業者等

4. 当面のスケジュール

令和6年1～2月頃	1回目の全体会合を開催
令和6年2月頃～	個別テーマ会合を開催
令和6年7月頃	2回目の全体会合を開催し進捗状況を確認

以下、適宜、全体会合と個別テーマ会合を実施

<参考>

- 参考1 第17回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会資料3（安全研究及び研究開発に係る規制当局と原子力事業者等との意見交換について）
- 参考2 第17回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会議事録（抜粋）

安全研究及び研究開発に係る規制当局と原子力事業者等 との意見交換について

令和5年10月17日

原子力規制庁

原子力規制委員会が実施する安全研究は、原子力規制委員会の規制活動に必要な科学的・技術的知見や手段の収集・整備、技術基盤の構築・維持を目的として実施している。

原子力規制委員会が実施する安全研究では、審査・検査におけるリスク情報の活用、廃止措置の安全・確実な実施、放射性廃棄物の処理・処分やクリアランスの円滑な実施のための規制上の対応、高経年化した発電用原子炉の安全性確認などの規制活動の継続的な改善等のための課題に取り組むとともに、国内では新たな炉型や事故耐性燃料といった新しい技術・概念の導入が進められると見込まれていることから、今後の技術的な規制課題にも取り組んでいる。

原子力事業者等においても、原子力規制委員会と同様に現在及び将来を見据えた技術的課題に対応するための研究開発を実施しているものと考えている。

このため、このような広範かつ長期的な技術的課題に対する安全研究及び研究開発の動向や取組状況について、原子力規制委員会と原子力事業者等との間で情報共有や意見交換を行ってはどうか。その際、透明性と中立性の確保を原則としつつ、原子力事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に配慮を行うこととする。

令和5年10月17日第17回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会
議事録（抜粋）

○佐藤核物質・放射線総括審議官 規制庁の技術基盤グループ長をしています佐藤でございます。

資料3に基づいて、今日、規制庁からの提案その2になりますけれども、そんなに今の議論ほどもめないと思いますけれども。

何かといいますと、端的に申し上げますと、我々がやっている安全研究、それと事業者がやっている研究開発。ちょっとこれらについて、お互いに情報共有とか意見交換というのをやってみませんかという提案であります。

まず、簡単に紙の説明をしていきますと、まず紙の1段落目として、我々規制委員会で安全研究というのは、いわずもがな規制活動に必要な科学的、技術的知見の収集などを目的に実施しております。

二つ目の段落として、具体的にということ、審査・検査におけるリスク情報の活用とか、廃止措置の安全・確実な実施等々をやっておりますけれども、新たな炉型や事故耐性燃料といった新しい技術、いわゆる長期にわたって、これからの技術的な規制課題になるようなものについても、我々、安全研究に取り組んでいるところです。

他方で、原子力事業者におかれても、我々と同様に、現在、あるいは将来を見据えた技術的課題に対応するための研究開発を実施しているというふうにお伺いしております。

ということで、二つ目のパラグラフになりますけれども、したがって、このような広範かつ長期的な技術的な課題に対する安全研究、あるいは研究開発の動向や取組状況について、委員会と事業者との間で情報共有や意見交換を行ってはどうかということでもあります。その際には、透明性と中立性の確保という私どもの原則というものをまず確保させていただきたいということでもありますし、他方で、原子力事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある情報についても、当然配慮を行うこととするということ。いわゆる会議の形式はこれから調整するような話だと思いますけれども、特にこのCNO会議とかいう場ではなくて、また新たな、いわゆるお座敷を用意して、まずはお互いの何を研究開発やっているのかということについて、お互いに紹介し合って、意見交換してはどうでしょうかという、まずはお試しというようなことでやってみてはどうかという提案でございます。ぜひこちらについても、忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○市村原子力規制技監 規制庁からの提案なのですからけれども、いかがでしょうか。

福田 CNO。

○福田 CNO（東京電力 HLDGS） 東京電力、福田でございます。

基本的には、今の時代、双方限られたリソースの中でこれを有効に活用するという点において、双方の計画を共有することや技術課題って何を課題と思っているのというのは、我々はどちらかという側と開発する側ですけれども、規制庁さん側は、逆にそれを規制するという、ちょっと表と裏というところはあるかもしれませんが、ある意味、そういうところをあらかじめお互い理解しながら意

見交換をする場というのは意義があるのではないかと思っています。

これ、ちょっと昔、私、1F のいろいろな研究開発とかやっていたときも、そういう議論がありまして、やはりかなり限られたところで、実際、研究開発する場がもう JAEA さんしかできないみたいな研究開発があって、そのデータというのは、表は実際に廃炉を進める側で使っていましたし、裏ではそれを規制するという形で議論するというのはあるのではないかと話があって、そうだなと思ってやっていました。

そういう意味で、そういう意義があるのではないかと考えております。そういう意味では、この場が安全研究という観点で、先ほどありましたように、将来のいろいろな技術ですとか課題とかあると思いますので、どういう形でやると有益な場になるのかというのは、非常に重要なポイントだと思いますので、これは先ほど御提案ありましたけれども、引き続き事務方のほうで、どういう形でやるのがいいかというのは、ぜひ検討させていただきたいなと思っておるところです。

以上でございます。

○市村原子力規制技監 ありがとうございます。

前向きなお返事でございました。ほか、いかがでしょうか。ほかの事業者の皆さんも、同じようなことだと受け止めてよろしいでしょうか。

○伊原 CNO（中部電力） では、一言だけ。

福田さんのおっしゃったとおりなのです。ただ残念なことに、今、事業者は非常に、特に再稼働に向けてのところは厳しくて、そんなに期待していただいているほど安全研究していないけど。ただ、我々のところに電力中央研究所というのがあって、電力でお金を出し合って、あそこで共通的な研究をしているところもありますし。その中で、従来やっていた電力共研みたいなのはちょっと少ないのですけど、できる範囲で情報交換できるのかなとも思っています。非常にお金を今絞ってしまっているのとこのところはありますけど。

以上でございます。

○市村原子力規制技監 ありがとうございます。水田 CNO。

○水田 CNO（関西電力） 関西電力、水田でございます。

私も福田 CNO がおっしゃったおりのことで、一緒にやっていけるところはやっていくということで結構だと思っています。

ただ我々、プラントメーカーさんと結構共同研究やったりとかするところがあって、そういうところは、ちょっと公開とか、そういうところではいろいろ御配慮いただくことがあるかもしれませんが、そういうところさえ御配慮いただければ、いろいろなことができると思っています。

以上です。

○市村原子力規制技監 ありがとうございます。

○佐藤核物質・放射線総括審議官 概ね賛同いただけたのではないかと思います。

したがいまして、ちょっとまた面談などで調整をさせていただいて、その上で私ども規制庁から、改めて規制委員会のほうに報告、了承を得て、その上で、まずはどういうやり方、まずはお試しと先ほど

申し上げましたけど、まずやってみて、これ、別に必ず定例でやろうというよりは、まずはやってみて、もしどうかなというのであれば、もちろんいろいろ、またその先があると思いますけれども。という形で、まずはやらせていただければと思います。

○市村原子力規制技監 ありがとうございます。

それでは、これはまたこちらで整理をして、委員会でも議論をして、キックオフにこぎつけたいなというふうに思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。